

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	添十一-9 r.2.0
提出年月日	令和4年9月30日

泊発電所3号炉

変更後における発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に
必要な体制の整備に関する説明書
比較表

令和4年9月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<u>比較結果等を取りまとめた資料</u>			
<p>1. 先行最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p>			
<p>添付書類十一は、令和2年（2020年）4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第5条第2項に設置変更許可本文十一号の説明資料として追加されたものであるため、他社審査実績を踏まえ、新規に作成したものである。</p>			
<p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を変更した事項</p>			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : - d. 当社が自主的に変更したもの : -</p>			
<p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項</p>			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : - c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : - d. 当社が自主的に変更したもの : -</p>			
<p>1-3) バックフィット関連事項</p>			
<p>あり。 ※令和2年（2020年）4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第5条第2項に設置変更許可本文十一号の説明資料として追加された「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」を添付書類十一として新規作成しているため、バックフィット関連事項と位置付けた。 （なお、本文十一号は令和2年（2020年）4月1日に届出済）</p>			
<p>2. 島根2号炉まとめ資料との比較結果の概要</p>			
<p>女川2号炉は、令和2年（2020年）4月1日の「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」施行前に再稼働申請に係る設置変更許可を取得していることから、添付書類十一を作成していない。そのため、令和2年（2020年）4月1日以降に再稼働申請に係る設置変更許可を取得した島根2号炉（令和3年（2021年）9月15日許可）を比較対象とした。</p> <p>なお、大飯3/4号炉の有毒ガスの発生に対する防護方針の追加（特定重大事故等対処施設）に係る設置変更許可申請書（令和2年（2020年）12月23日許可）を参考として記載している。</p>			
<p>2-1) 資料構成の相違</p>			
<p>なし。</p>			
<p>2-2) 運用の相違</p>			
<p>体制、業務プロセスの相違により図表他が相違している。</p>			
<p>2-3) 記載内容の相違</p>			
<p>活動内容には相違がないが、上記の運用の相違等により記載内容が相違している箇所がある。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における、「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の</p>	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の</p>	<p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>1. 概要</p> <p>本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設置変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項を記載する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を、以下のとおり説明する。</p> <p>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、調達管理の方法について「3.4 本申請における調達管理の方法」に、文書管理について「3.5 本申請における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「3.6 本申請における不適合管理」に記載する。</p> <p>(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等」に記載する。</p> <p>具体的には、組織について「4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4.3 その後の設計に係る品質管理の方法」、「4.4 工事に係る品質管理の方法」及び「4.5 使用前事業者検査の</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に</p>	<p>方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に</p>	<p>方法」に、設計及び工事の計画の認可申請（以下「設工認」という。）における調達管理の方法について「4.6 設工認における調達管理の方法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「5. 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p> <p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び調達に係る業務のうち、令和2年3月31日までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、令和2年3月31日までに実施した業務の実績については、本申請における活動実績に応じて記載する。</p> <p>3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に</p>	<p>差異の説明</p> <p>運用の相違 ・設置許可本文十一号適用時期の相違。本文十一号届出に合わせて社内規程類を改正施行することで、保安規定施行を待たず令和2年4月1日より設置許可本文十一号に基づく業務を実施している</p> <p>表現の相違 ・本店⇄本社</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

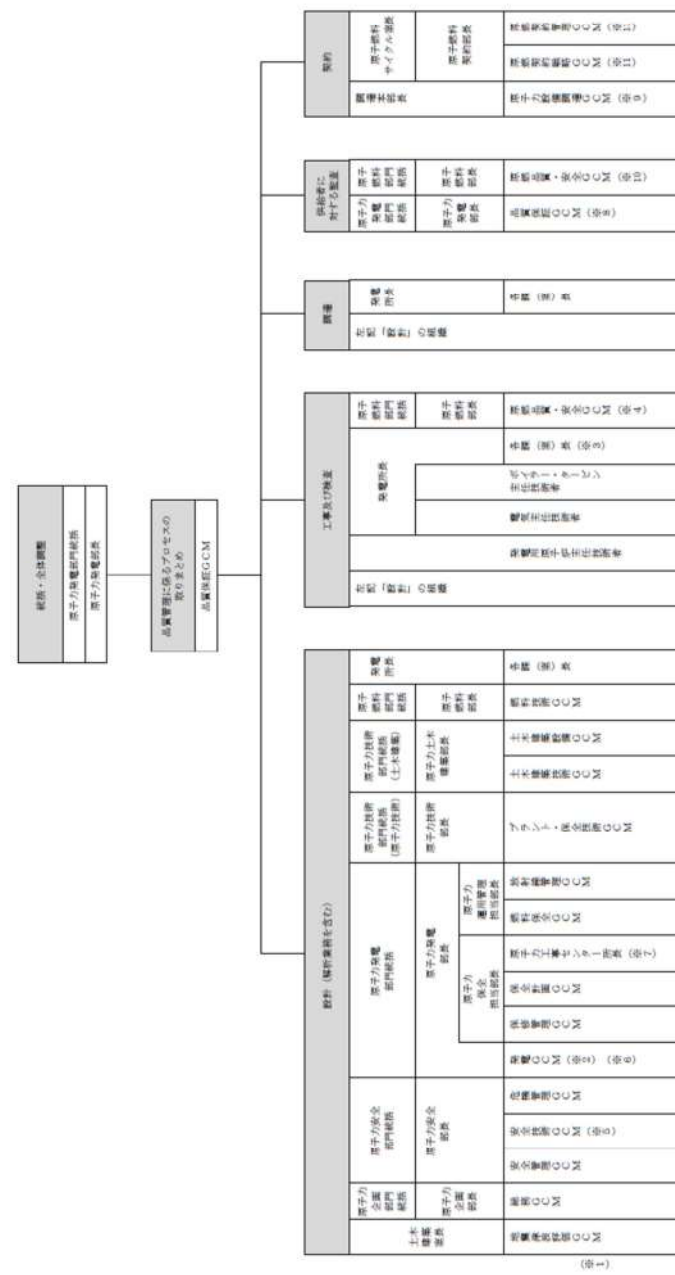
添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明																		
<p>関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="252 709 926 1724"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ</td> </tr> <tr> <td>本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス	主管箇所	3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ	<p>関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="1018 730 1754 1724"> <thead> <tr> <th>プロセス</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3 設計に係る品質管理の方法</td> <td>本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築）</td> </tr> <tr> <td>3.4 本申請における調達管理の方法</td> <td>本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築） 発電所 品質保証部（品質保証） 発電所 技術部（技術） 発電所 技術部（燃料技術） 発電所 技術部（核物質防護） 発電所 技術部（建設管理） 発電所 廃止措置・環境管理部（放射線管理） 発電所 発電部（第一発電） 発電所 発電部（第二発電） 発電所 修繕部（修繕管理） 発電所 修繕部（修繕技術） 発電所 修繕部（電気） 発電所 修繕部（計装） 発電所 修繕部（3号電気） 発電所 修繕部（原子炉） 発電所 修繕部（タービン） 発電所 修繕部（3号機械） 発電所 修繕部（土木） 発電所 修繕部（建築） 発電所 修繕部（S A工事プロジェクト）</td> </tr> </tbody> </table>	プロセス	主管箇所	3.3 設計に係る品質管理の方法	本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築）	3.4 本申請における調達管理の方法	本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築） 発電所 品質保証部（品質保証） 発電所 技術部（技術） 発電所 技術部（燃料技術） 発電所 技術部（核物質防護） 発電所 技術部（建設管理） 発電所 廃止措置・環境管理部（放射線管理） 発電所 発電部（第一発電） 発電所 発電部（第二発電） 発電所 修繕部（修繕管理） 発電所 修繕部（修繕技術） 発電所 修繕部（電気） 発電所 修繕部（計装） 発電所 修繕部（3号電気） 発電所 修繕部（原子炉） 発電所 修繕部（タービン） 発電所 修繕部（3号機械） 発電所 修繕部（土木） 発電所 修繕部（建築） 発電所 修繕部（S A工事プロジェクト）	<p>関する設計並びに調達について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p> <p>この設計に必要な資料の作成を行うため、第1図に示す体制を定めて設計に係る活動を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による体制で実施した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 設計及び調達の実施の体制</p> <table border="1" data-bbox="1843 730 2531 1318"> <thead> <tr> <th>項番号</th> <th>プロセス</th> <th>主管箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3.3</td> <td rowspan="2">本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ</td> </tr> <tr> <td>本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ</td> </tr> </tbody> </table>	項番号	プロセス	主管箇所	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ	本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ	<p>体制の相違</p> <p>・設置変更許可申請に係る設計・調達業務は本店にて実施</p>
プロセス	主管箇所																				
3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 保全計画課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ																				
	本店 土木建築室 本店 原子力企画部門 本店 原子力安全部門 本店 原子力発電部門 本店 原子力技術部門 本店 原子燃料部門 発電所 安全・防災室 発電所 所長室 発電所 技術課 発電所 原子燃料課 発電所 放射線管理課 発電所 電気修繕課 発電所 計装修繕課 発電所 原子炉修繕課 発電所 タービン修繕課 発電所 土木建築課 発電所 電気工事グループ 発電所 機械工事グループ 発電所 土木建築工事グループ																				
プロセス	主管箇所																				
3.3 設計に係る品質管理の方法	本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築）																				
3.4 本申請における調達管理の方法	本社 電源事業本部（原子力管理） 本社 電源事業本部（原子力安全技術） 本社 電源事業本部（電源土木） 本社 電源事業本部（電源建築） 発電所 品質保証部（品質保証） 発電所 技術部（技術） 発電所 技術部（燃料技術） 発電所 技術部（核物質防護） 発電所 技術部（建設管理） 発電所 廃止措置・環境管理部（放射線管理） 発電所 発電部（第一発電） 発電所 発電部（第二発電） 発電所 修繕部（修繕管理） 発電所 修繕部（修繕技術） 発電所 修繕部（電気） 発電所 修繕部（計装） 発電所 修繕部（3号電気） 発電所 修繕部（原子炉） 発電所 修繕部（タービン） 発電所 修繕部（3号機械） 発電所 修繕部（土木） 発電所 修繕部（建築） 発電所 修繕部（S A工事プロジェクト）																				
項番号	プロセス	主管箇所																			
3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ																			
		本店 原子力事業統括部 原子力土木第1グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第2グループ 本店 原子力事業統括部 原子力土木第3グループ 本店 原子力事業統括部 原子力建築グループ 本店 原子力事業統括部 原子力運営グループ 本店 原子力事業統括部 原子力設備グループ 本店 原子力事業統括部 原子力安全推進グループ 本店 原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 本店 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉



第1図 適合性確認に関する体制表

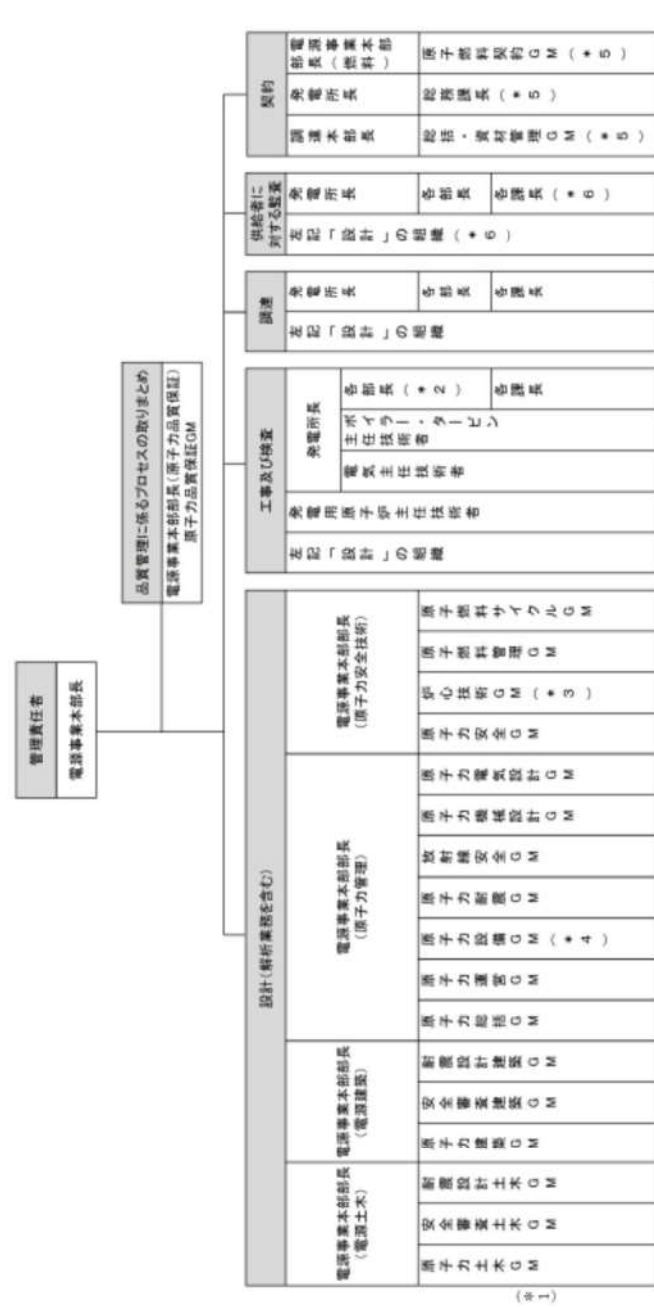
3.1.2 調達に係る組織

調達は、第1表に示す本店組織及び発電所組織の調達を主管する箇所で実施する。

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3設計開発」

島根原子力発電所2号炉



第1図 適合性確認に関する体制表

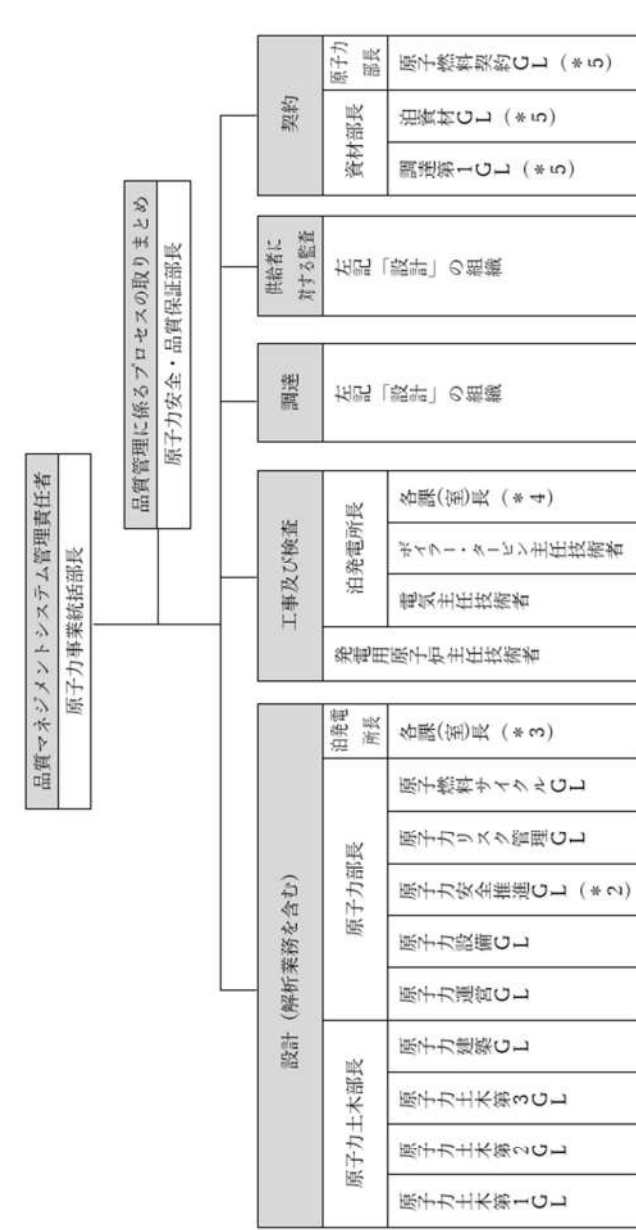
3.1.2 調達に係る組織

調達は、第1表に示す**本社組織及び発電所組織**の調達を主管する箇所で実施する。

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3 設計開発」

泊発電所3号炉



第1図 適合性確認に関する体制表

3.1.2 調達に係る組織

調達は、第1表に示す**本店組織**の調達を主管する箇所で実施する。

なお、本申請において上記による体制で実施した。

3.2 本申請における設計の各段階とその審査

本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7.3設計開発」

差異の説明

体制の相違
 ・第1表では本申請に係る設計・調達業務の実施組織として本店組織を記載。第1図は設工認・使用前事業者検査も含む体制のため、泊発電所組織も記載

体制の相違

活動実績の相違
 ・設置許可本文十一号適用以降に調達実績があるため記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明																																																																																							
<p>のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> <p>設計を主管する箇所の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> <p>設計を主管する箇所の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2表に示す。</p> <p>設計を主管する箇所の長は、第2表に示すアウトプットに対する審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、記録を管理する。</p> <p>なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1表に示す設計を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>																																																																																								
<p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="222 787 920 1386"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">設計</td> <td>3.3</td> <td>本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>7.8.1 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)※</td> <td>申請書作成のための設計</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>設計のアウトプットに対する検証</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3※</td> <td>設計における変更</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調達</td> <td>3.4</td> <td>本申請における調達管理の方法</td> <td>7.4 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>	各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要	設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.8.1 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化	3.3.2(1)※	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック	3.3.3※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理	<p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="1023 808 1765 1186"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">設計</td> <td>3.3</td> <td>本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)*</td> <td>申請書作成のための設計</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>設計のアウトプットに対する検証</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3</td> <td>設計における変更</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>3.4</td> <td>本申請における調達管理の方法</td> <td>7.4 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>	各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要	設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化	3.3.2(1)*	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック	3.3.3	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理	<p>第2表 本申請における設計及び調達の各段階</p> <table border="1" data-bbox="1825 808 2567 1186"> <thead> <tr> <th>各段階</th> <th>設置許可本文十一号の対応項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">設計</td> <td>3.3</td> <td>本申請における設計に係る品質管理の方法</td> <td>7.3.1 設計開発計画</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画</td> </tr> <tr> <td>3.3.1</td> <td>設計開発に用いる情報の明確化</td> <td>7.3.2 設計開発に用いる情報</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(1)※</td> <td>申請書作成のための設計</td> <td>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</td> <td>本申請における申請書作成のための設計</td> </tr> <tr> <td>3.3.2(2)</td> <td>設計のアウトプットに対する検証</td> <td>7.3.5 設計開発の検証</td> <td>本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック</td> </tr> <tr> <td>3.3.3※</td> <td>設計における変更</td> <td>7.3.7 設計開発の変更の管理</td> <td>設計対象の追加や変更時の対応</td> </tr> <tr> <td>調達</td> <td>3.4</td> <td>本申請における調達管理の方法</td> <td>7.4 調達</td> <td>本申請に必要な設計に係る調達管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「3.2 本申請における設計の各段階とその審査」で述べている「設計の各段階におけるレビュー」の各段階を示す。</p>	各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要	設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化	3.3.2(1)※	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック	3.3.3※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応	調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理	<p>業務プロセスの相違 ・設計変更もレビュー対象としている</p>
各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要																																																																																								
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.8.1 設計開発計画		本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画																																																																																					
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報		本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化																																																																																					
	3.3.2(1)※	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報		本申請における申請書作成のための設計																																																																																					
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証		本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック																																																																																					
	3.3.3※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理		設計対象の追加や変更時の対応																																																																																					
	調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理																																																																																					
		各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要																																																																																						
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画																																																																																						
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化																																																																																						
	3.3.2(1)*	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計																																																																																						
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック																																																																																						
	3.3.3	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応																																																																																						
調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理																																																																																						
各段階	設置許可本文十一号の対応項目	概要																																																																																								
設計	3.3	本申請における設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計開発計画	本申請及びこれに付随する基本設計を実施するための計画																																																																																						
	3.3.1	設計開発に用いる情報の明確化	7.3.2 設計開発に用いる情報	本申請及びこれに付随する基本設計の要求事項の明確化																																																																																						
	3.3.2(1)※	申請書作成のための設計	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	本申請における申請書作成のための設計																																																																																						
	3.3.2(2)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計開発の検証	本申請及びこれに付随する基本設計の妥当性のチェック																																																																																						
	3.3.3※	設計における変更	7.3.7 設計開発の変更の管理	設計対象の追加や変更時の対応																																																																																						
調達	3.4	本申請における調達管理の方法	7.4 調達	本申請に必要な設計に係る調達管理																																																																																						
<p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p>	<p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p>	<p>3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法</p> <p>設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3.3.2(1) 申請書作成のための設計」及び「3.3.2(2) 設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。</p> <p>以下に各段階の活動内容を示す。</p>																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。 (1) 申請書作成のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認 設計を主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p>	<p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。 (1) 申請書作成のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認</p>	<p>3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化 設計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施する。 (1) 申請書作成のための設計 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計を実施する。 また、設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書の作成に必要な基本的な設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し品質を確保する。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(2) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「3.3.1 設計開発に用いる情報の明確化」）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した原設計者以外の者に実施させる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(3) 申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、本申請における申請書作成のための設計からのアウトプットを基に、本申請に必要な書類等を取りまとめる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(4) 申請書の承認 本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p>	<p>業務プロセスの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>また、本申請の提出手続きを主管する箇所の長は、原子力発電安全委員会の審議及び確認を得た本申請における申請書について、原子力規制委員会への提出手続きの承認を得る。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>委員会名称の相違</p>
<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p>	<p>3.3.3 設計における変更</p> <p>設計を主管する箇所の長は、設計の変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>活動実績の相違</p>
<p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>	<p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>	<p>3.3.4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例</p> <p>設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、令和2年3月31日までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理は適用しない。</p>	<p>活動実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用以降に設計実績があるため記載 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用時期の相違。本文十一号届出に合わせて社内規程類を改正施行することで、保安規定施行を待たず令和2年4月1日より設置許可本文十一号に基づく業務を実施している。
<p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p>	<p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p>	<p>3.4 本申請における調達管理の方法</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。</p>	
<p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p>	<p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p>	<p>3.4.1 供給者の技術的評価</p> <p>調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p>	<p>活動実績の相違</p>
<p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書を提出させ審査する。</p>	<p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書を提出させレビューする。</p>	<p>3.4.2 供給者の選定</p> <p>調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。</p> <p>また、契約を主管する箇所の長は、「3.4.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。</p> <p>供給者に対しては品質保証計画書を提出させレビューする。</p>	<p>活動実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用以降に調達実績があるため記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>3.4.3 調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p>	<p>3.4.3 調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 社外監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p>	<p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.4.3 調達管理</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>(1) 仕様書の作成</p> <p>調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「3.4.3(2) 調達した役務の検証」参照）</p> <p>(2) 調達した役務の検証</p> <p>調達を主管する箇所の長は、調達した役務が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達した役務の検証を行う。</p> <p>供給者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達した役務のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>3.4.4 請負会社他品質監査</p> <p>供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>なお、本申請において上記による活動を実施した。</p> <p>3.5 本申請における文書及び記録の管理</p> <p>本申請における設計に係る文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>3.6 本申請における不適合管理</p> <p>本申請に基づく設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。</p> <p>4. その後の工事等の活動に係る品質管理の方法等</p> <p>その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、設置許可本文十一号に基づき以下のとおり実施する。</p>	<p>活動実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用以降に調達実績があるため記載 <p>活動実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用以降に調達実績があるため記載 <p>表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の明確化 <p>表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の明確化 <p>活動実績の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可本文十一号適用以降に調達実績があるため記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p>	<p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p>	<p>4.1 その後の工事等の活動に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） その後の工事等の活動は、第1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>4.2 その後の設計、工事等の各段階とその審査</p> <p>4.2.1 設計及び工事等のグレード分けの適用 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じて行う。</p> <p>4.2.2 設計及び工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長並びに検査を担当する箇所の長は、その後における設計及び工事等の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。 なお、設計の各段階におけるレビューについては、設計及び工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。</p> <p>4.3 その後の設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p> <p>4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は、設工認に必要な要求事項を明確にする。</p> <p>4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定 その後の設計を主管する箇所の長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。</p> <p>4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を実施する。</p>	<p>表現の相違 ・本店⇄本社</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認 設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電安全委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p>	<p>(1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認 設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、原子力発電保安委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p>	<p>(1) 基本設計方針の作成（設計1） 設計を主管する箇所の長は、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。</p> <p>(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2） 設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。</p> <p>(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理 設計を主管する箇所の長は、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を実施し、品質を確保する。</p> <p>(4) 設計のアウトプットに対する検証 設計を主管する箇所の長は、「4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。 なお、この検証は当該業務を直接実施した者以外の者に実施させる。</p> <p>(5) 設工認申請書の作成 設計を主管する箇所の長は、その後の設計からのアウトプットを基に、設工認に必要な書類等を取りまとめる。</p> <p>(6) 設工認申請書の承認 設工認申請書の取りまとめを主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が作成した資料を取りまとめ、泊発電所安全運営委員会へ付議し、審議及び確認を得る。</p>	<p>委員会名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>4.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p>	<p>4.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p>	<p>4.3.4 設計における変更 設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。</p> <p>4.4 工事に係る品質管理の方法 工事を主管する箇所の長は、具体的な設備の設計の実施及びその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、「4.6 設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。</p> <p>4.4.1 具体的な設備の設計の実施（設計3） 工事を主管する箇所の長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。</p> <p>4.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。</p> <p>4.5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画し、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。</p> <p>4.5.1 使用前事業者検査での確認事項 使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実設備の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムに係る検査</p> <p>4.5.2 使用前事業者検査の計画 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p>	<p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p>	<p>準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4.5.3 検査計画の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4.5.4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査要領書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>4.6 設工認における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。</p> <p>4.6.1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施する。</p> <p>4.6.2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグレード分けを行い管理する。</p> <p>4.6.3 調達製品の調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。</p> <p>(1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、品質管理に関する事項に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「4.6.3(2) 調達製品の管理」参照）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類十一

大飯発電所3/4号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異の説明
<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 社外監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、社外監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>(2) 調達製品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。</p> <p>(3) 調達製品の検証 調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。 なお、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。</p> <p>4.6.4 請負会社他品質監査 供給者に対する監査を主管する箇所の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。</p> <p>4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理 その後の設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。</p> <p>4.8 その後の不適合管理 その後の設計、工事及び試験・検査において発生した不適合については適切に処置を行う。</p> <p>5. 適合性確認対象設備の施設管理 工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を使用前事業者検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、施設管理に係る業務プロセスに基づき発電用原子炉施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。</p>	<p>表現の相違 ・表現の明確化</p> <p>表現の相違 ・表現の明確化</p> <p>表現の統一 ・「1. 概要」の記載と整合を図った</p>

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式	
		比較対象	選定理由			
プラント D B	内部火災（第8条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	監視設備（第31条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	通信連絡設備（第35条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
プラント S A 設備・技術的能力 S A 共通	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 上段：設備まとめ資料 下段：技術的能力まとめ資料 </div> 1.0 43条 共通（1.0.2（保管アクセス）以外）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4 4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.19 62条 通信連絡	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	火災（第41条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	技術的能力（添付書類五）	-	女川2号炉	BWRの方が記載内容が充実しているため	大飯3/4号炉	女川-治-大飯
	品証（添付書類十一）	-	島根2号炉	最新審査実績のため	島根2号炉	島根

比較対象プラント選定の詳細（その他）

【添付十一：変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	島根 2 号炉
	具体的理由	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書は、炉型により内容が相違するものではない。 当該書類については、2020 年 4 月施行の新検査制度から規定されたものであり、女川 2 号炉に当該書類が存在しないため、2020 年 4 月以降に許可を取得した最新のプラントである島根 2 号炉を選定する。
先行審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	島根 2 号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	② 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行う。（文言単位の比較は行わない） なお、炉型により内容が相違しないことを示すために大飯 3 / 4 号を参考までに比較表に記載している。 ③ 資料構成の比較：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要な資料が充足していることを確認した。
(当該方法の選定理由)		① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。 ② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能のため。

【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

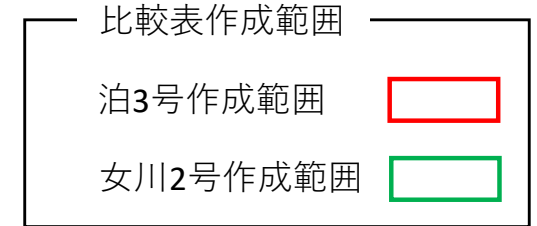
添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
島根	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
【補足説明資料】	【補足説明資料】	○	○			

泊3号炉 比較表の作成範囲

添付書類十一

①
本文



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
 破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 島根2号炉との比較表を作成

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書添付書類十一に記載する内容を記載した資料	